

宮崎県立美術館 美術館活動推進専門員の募集について

宮崎県立美術館では、美術館活動推進専門員(非常勤職員)の募集をしますのでお知らせします。

1 予定職種

美術館活動推進専門員(地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員)

2 業務内容

- (1) 美術館所蔵作品等の調査研究の補助に関すること
- (2) 教育普及業務の補助に関すること
- (3) アトリエに関すること
- (4) 美術図書室に関すること
- (5) 来館者サービスに関すること
- (6) 美術館サポーターに関すること
- (7) 作品の外国語表記等に関すること
- (8) その他美術館の業務に関すること

3 募集予定者数

若干名

4 勤務条件等

- (1) 勤務場所 宮崎県立美術館(宮崎市船塚3丁目210番地)
- (2) 勤務形態 1月につき20日以内、1日5時間50分(休憩時間を除く)
ただし、土曜、日曜、国民の祝日等の交替勤務あり
- (3) 報酬等 日額 7,570円(平成29年度実績)
通勤手当(通勤距離に応じた額)、社会保険の適用あり
- (4) 雇用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(予定)

5 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者で、自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者

- (1) 学芸員の資格を有する者又は同資格を平成30年3月末までに取得見込の者
- (2) 美術の教員免許を有する者又は同免許を平成30年3月末までに取得見込の者
- (3) 司書若しくは司書教諭の資格を有する者又は同いずれかの資格を平成30年3月末までに取得見込の者
- (4) 上記(1)・(2)・(3)各号のいずれかと同程度の知識及び能力又は美術館での1年以上の学芸的業務の経験を有する者

<欠格条項>

地方公務員法第16条に定めのある次の欠格条項のいずれかに該当する方は応募できません。

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 宮崎県職員又は宮崎県の県費負担の教職員又は国、他都道府県、市町村の職員又は教職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法

試験内容 小論文、面接
日 時 平成30年2月18日(日) 午前9時から午後5時まで(予定)
場 所 宮崎県立美術館

※ 応募者が多数の場合は、面接が19日(月)になる方もいますので、予め御了承願います。

7 合否の発表

本人宛て文書で通知します。(電話・メール等による問い合わせには応じられません。)

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、宮崎県個人情報保護条例第26条第1項の規定により、口頭により開示請求することができます。受験者本人(代理人は不可)が本人であることを証明する顔写真付きの書類(運転免許証、旅券、学生証等)を持参の上、宮崎県立美術館に直接おいでください。開示内容は得点、順位とします。

※ 休館日には受付はできません。

※ 電話、はがき等による開示請求はできません。

※ 開示期間は、試験結果を発送した日から起算して1月の間です。

9 応募方法

宮崎県立美術館所定の受験申込書(宮崎県立美術館インフォメーションで配布します。また、宮崎県立美術館ホームページ <http://www.miyazaki-archive.jp/bijutsu/> からダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入し、受験申込書を密封のうえ平成30年2月9日(金)(必着)までに宮崎県立美術館総務課へ持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。

受験申込書の受付は、応募期間内の休館日を除く各日の午前10時から午後5時までです。

(休館日：1月22日(月)、1月29日(月)、2月5日(月))

10 応募期間

平成30年1月19日(金)～同2月9日(金)

11 応募申込・問い合わせ先

宮崎県立美術館 総務課

〒880-0031 宮崎市船塚3丁目210番地

電話 0985-20-3792 FAX 0985-20-3796

※ 提出いただいた書類は返却できませんので御了承ください。なお、申込みに伴う個人情報は選考試験以外には使用いたしません。